

研究倫理審査委受託に関する基本契約書

独立行政法人地域医療機能推進機構 下関医療センター（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、乙が実施する研究に関する倫理審査を包括的に受託することについて、以下のとおり契約を締結する。

第1条（乙が甲に委託した業務の範囲）

甲は、乙が実施する研究に関し、甲が設置する研究倫理委員会において、乙の申請に基づき倫理審査業務を行うものとする。

第2条（審査申請の手順）

乙は、別に甲の定める手順により、甲に対し審査申請を行うものとする。

第3条（審査費用）

乙は、審査等業務に係る費用として、甲が別途定める「研究倫理審査委受託費用一覧」に基づき、研究倫理委員会開催後、甲の発行する請求書により、当該請求書を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。なお、税法改定により消費税等の税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき消費税相当額を算出するものとする。

第4条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に基づく業務により知り得たお互いの情報を、相手方の書面による同意がないかぎり第三者に開示しないものとする。

- 2 本条の規定は、本契約終了後も5年間有効に存続するものとする。ただし、個人情報については、関連法令および指針に従い、適切に取り扱うものとする。

第5条（契約期間）

本契約の期間は、本契約締結日より1年間とする。

但し、当事者いずれかから3ヶ月前の事前申し入れにより本契約の解約ができるものとし、事前申し入れをしない限り本契約は期間満了日の翌日より1年間自動的に更新され、以後も同様とする。

- 2 本契約が解約された場合には、解約までに成立した契約には影響を及ぼさないものとする。

第6条（協議）

本契約に定めのない事項、または疑義のある事項については、その都度信義誠実の原則に従い両者協議の上解決するものとする。

第7条（管轄裁判所）

本契約に関する管轄裁判所は、山口地方裁判所とする。

以上、本契約締結を証するため、本書 2 通を作成し、両当事者それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 山口県下関市上新地町 3 丁目 3 番 8 号
独立行政法人地域医療機能推進機構 下関医療センター
病長 大下 昇

(乙)